

平成22年1月19日

お取引先各位

株式会社日本航空
株式会社日本航空インターナショナル
株式会社ジャルキャピタル
管財人 株式会社企業再生支援機構
職務執行者 瀬戸 英雄
同 中村 彰利
管財人 片山 英二

商取引債権について、本日、裁判所から得られた弁済許可の要旨は次のとおりです。

I 株式会社日本航空インターナショナルについて

- 1 次に記載する債務の弁済をすること。ただし、従前の条件で取引が継続される場合に限る。
 - ① 航空機、原動機、部品、燃油、備品その他の物品又はサービスの購入等にかかる債務
 - ② グランドハンドリング、整備、ケータリングその他の航空運送事業の維持に必要なサービスの業務委託又は請負にかかる債務
 - ③ 他の航空会社（国際航空運送協会（以下「IATA」という。）を含む。）との連帯運送協定等に基づく債務
 - ④ 着陸料、上空利用料、航空施設利用料、停留料、航援料、航空保安検査料その他の航空機の離発着、航路又は航空施設等の利用、その他航空機の運航維持に必要な物品の輸入や旅客貨物の運送に際して負担する債務
 - ⑤ 賃借料、敷金、原状回復費用等、更生会社の事務所・事業所の賃貸借にかかる債務
 - ⑥ 信販会社、旅行代理店等に対する手数料その他航空券の販売にかかる債務（顧客のキャンセルに基づく代金返還債務を含む。）
 - ⑦ 旅客運送契約及び貨物運送契約締結にかかる旅行代理店等（IATAを含む。）に対する、割戻運賃、営業保証金の返還その他の金銭債務（ボリュームインセンティブにかかる債務を含む。）
 - ⑧ JALマイレージバンク（以下「JMB」という。）の会員による積算済みフライトマイルの特典交換、交換済み特典航空券及びクーポン等の利用、顧客に対する提携エアラインのマイレージ付与等により更生会社が提携会社に対して負担する債務
 - ⑨ 保険料の支払債務
 - ⑩ 金融機関に対する手数料、保証料、海外の支払承諾契約の履行に伴う求償債務又はこれらに類する債務

- ⑪ 航空機、原動機、システム、備品その他のリース・割賦物件にかかるリース料・割賦金の支払債務
 - ⑫ 水道光熱費、通信費の支払債務
 - ⑬ 従業員との雇用関係により生じた債務（雇用保険料及びこれに準じるもの、並びに、従業員が第三者に対して負担する債務について、当該従業員または第三者からの委託を受けて、当該従業員に支払う給与から相当額の控除を行い、これを当該第三者に支払う債務を含む。退職金を除く。）
 - ⑭ その他、常務に属する行為により生じた債務（借入金返還債務、保証債務、社債、違約金、損害賠償債務及び日本国内の公租公課を除く。）
- 2 日本国以外の外国政府に対して負担する外国通行税、施設利用料、所得税、地方税、保険料その他の税金又は公的サービスに対する対価としての金銭債務の弁済をすること。
- 3 JMB 会員に対して更生会社が負担する、積算済みマイルの特典交換、交付済み特典航空券及びクーポン券の利用、その他 JMB サービスの提供にかかる債務の履行をすること。
- 4 JAL 旅行積立契約約款に基づき更生会社が負担する旅行券代金の返還、旅行券の引渡その他の債務又は引渡済み旅行券の利用にかかる債務の履行をすること。
- 5 航空券、JAL ギフト券、その他の割引券・クーポン券等の発行又は利用にかかる債務の履行をすること。

II 株式会社日本航空について

常務に属する行為により生じた債務（借入金返還債務、保証債務、社債、違約金、損害賠償債務及び日本国内の公租公課を除く。）の弁済をすること。ただし、従前の条件で取引が継続される場合に限る。

III 株式会社ジャルキャピタルについて

リース料、割賦金、保険料、手数料、又はその他の更生会社の常務に属する行為より生じた債務（借入金返還債務、保証債務、社債、違約金、損害賠償債務及び日本国内の公租公課を除く。）の弁済をすること。ただし、従前の条件で取引が継続される場合に限る。

(注) なお、本掲載文は、お取引先及びお客様に関するお支払等にかかわる裁判所の許可の内容を掲げたものであり、当該許可の説明以外の意味を有するものではありません。

以上